

太田市告示第 100 号

太田市放置自転車等防止条例（平成19年太田市条例第67号）の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和 7年11月12日

太田市長 穂積 昌信

- | | |
|--------------|---|
| 1 撤去年月日 | 令和7年9月1日から令和7年10月31日まで |
| 2 撤去した自転車の台数 | 71台 |
| 3 保管場所及び保管期間 | 保管場所 太田市本町58番5号
太田駅高架下第2駐輪場

保管期間 告示日から起算して4月間 |
| 4 連絡先 | 太田市役所市民生活部交通対策課 電話 0276-47-1826 |